

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 金 融 庁

No	16		
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、正味収入保険料に積立率（4%）を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときは、損金算入を認める措置について恒久化又は延長すること。 ・ 特例措置の内容 租税特別措置法第57条の5第1項に定める火災保険等の積立率を現行と同じ100分の4とすること。 <p>※火災保険等は、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう</p>		
関係条文	<p>地方税法23条、292条 租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の5、租税特別措置法施行規則21条の12</p>		
要望理由	<p>わが国は、自然災害の発生しやすい脆弱な国土構造を有しているが、近年の地球温暖化の影響等により、大規模な台風や集中豪雨等の異常災害被害が多発し、日本列島に大きな被害をもたらしており、この30年間の損害率は悪化してきている状況にある。</p> <p>その中で損害保険会社は、平時から異常危険準備金を積み立てて保険金支払原資の確保に備えているが、特に1990年代以降の異常自然災害の発生傾向は顕著であり、とりわけ平成3年台風10号、平成16年度の史上最多台風10個上陸などにより、本制度による準備金残高率は著しく減少し、未だ回復に至っていない状況にある。</p> <p>現行の租税特別措置において、損害保険会社が積み立てている火災保険等にかかる異常危険準備金のうち、正味収入保険料の4%が損金算入を認められている。複雑・巨大化する異常危険災害に備えるためには、正味収入保険料の5%程度の積立が必要であるが、必要な異常危険準備金残高を確保するための最低限の水準として、積立率4%を要望するものである。</p>		
減収見込額	<p>（初年度）－（2,230） （平年度）－（2,230） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 租特に定める積立率は100分の2。これを租税特別措置法施行令33条の5により、平成21年度末まで100分の4が認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	積立率の引き上げは、平成6年度税制改正から平成19年度まで要望してきた。平成17年度税制改正で一部措置（100分の3→100分の4）の措置期限2年間、平成19年度税制改正で100分の4の措置期限3年間の延長が講じられた。		
本要望に対応する縮減案	なし		